

子ども・子育て支援新制度に係る条例の概要について

1 子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連（①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関連法律の整備法）に基づき実施される、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しようとするものです。

この制度は、平成 27 年 4 月から本格的な実施が予定されており、新制度の実施に向けた準備を進めているところで、本市においても新たに認可や確認の基準に係る条例を定める必要があります。

【子ども・子育て支援新制度の主なポイント】

（1）幼児期の学校教育・保育に関する給付制度の創設

- ・ 幼稚園や保育所などに対し、これまで個別に行われてきた公的な財政支援について、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の「施設型給付」が創設・一本化されます。
- ・ 新たな給付となる「地域型保育給付」が創設され、5 人以下の子どもを預かる「家庭的保育」、6 人以上 19 人以下の子どもを預かる「小規模保育」、子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」について、新たに公的な財政支援の対象となります。

（2）認定こども園制度の改善

- ・ 今まで複雑な仕組みであった幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等が一本化されます。また、認定こども園の財政支援を一本化し、設置の促進を図ることとされています（既存の幼稚園や保育園からの移行についての義務付けはありません）。

（3）地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

- ・ 消費税率の引き上げによる財源を活用し、子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などを「地域子ども・子育て支援事業」として位置付け、拡充を図ることとされています。

2 条例制定の背景

子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、各自治体では、新制度における施設や事業の設備・運営に関する基準や、新たな給付制度の対象となる施設や事業の運営に関する基準を条例で定めることとなりました。

基準の策定については、平成 27 年度当初に整備されているべき施設・事業について、平成 26 年度中に確認・認可等手続きを行うことができるよう、遅くとも 9 月議会において条例を制定し、事業者等に周知する必要があります。

3 基準の基本的な考え方

基準策定にあたっては、国の基準案を基本ととらえ、必要と判断される基準については、国が定めた基準に上乘せを行い、それ以外の項目については、国が定める基準案どおりとします。

なお、国の基準案では、以下の考え方が示されています。

| | |
|---------|---|
| 従うべき基準 | 条例の内容を直接的に拘束する、国基準に必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。 |
| 参酌すべき基準 | 地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。 |

4 宇部市が定める各種基準に関する条例について

| | |
|------|---|
| 事案 1 | (仮称) 宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 事案 2 | (仮称) 宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |
| 事案 3 | (仮称) 宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |

5 宇部市が策定する条例(基準)について

5-1 (仮称)宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

| | |
|-------|---|
| 趣旨 | <p>子ども・子育て支援新制度については、従来の認可保育所（利用定員 20 名以上）の枠組みに加え、小規模保育事業（6 名～19 名）、家庭的保育事業（5 名以下）、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもに開放した事業の 4 つの類型につき、新たに市町村認可基準として事業類型が設けられることとなりました。</p> <p>家庭的保育事業を行うに当たっては、市町村は、国が定める基準を踏まえ、条例で定めることとされ、家庭的保育事業者等は、その条例を遵守する必要があります。</p> |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none">• 各家庭的保育事業等に共通の事項• 家庭的保育事業• 小規模保育事業• 居宅訪問型保育事業• 事業所内保育事業• 経過措置 |
| 施行予定日 | 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する予定 |

5-2 宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

| | |
|-------|--|
| 趣旨 | <p>子ども・子育て支援新制度では、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとされました。（保護者に代わり施設が給付を受ける法定代理受領）</p> <p>これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、国が定める基準を踏まえ市町村が定める条例による運営に関する基準を満たす必要があります。</p> |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none">• 特定教育・保育施設の運営に関する基準• 特定地域型保育事業者の運営に関する基準• 経過措置等 |
| 施行予定日 | 子ども・子育て支援法の施行の日から施行する予定 |

5-3 宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

| | |
|-------|--|
| 趣旨 | <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。</p> <p>市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされました。</p> |
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> • 総論関係 • 職員関係 • 経過措置 • 設備関係 • その他 |
| 施行予定日 | <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する予定。</p> |